

療育手帳をお持ちの方への福祉ガイド

真庭市健康福祉部福祉課 (TEL 0867-42-1581 FAX 0867-42-1369)

1 年金・手当

令和2年12月1日現在

○ 該当 △ 一部該当

制 度	内 容	程 度				窓 口	備 考	
		A		B				
		最 重 度	重 度	中 度	軽 度			
障害基礎年金	20歳になる前に初診日のある病気やけがで障害者になった方、年金制度加入後に初診日のある病気やけがで障害者になった方（被保険期間の2/3以上の期間保険料を納めていることが必要です）に障害の程度の応じて支給されます。					国民年金法に定める障害該当者	真庭市市民課及び各振興局 日本年金機構	
特別児童扶養手当	精神又は身体及び知的に障害のある20歳未満の児童を養育している方に支給されます。 重度障害児 月額 52,500円 中度障害児 月額 34,970円	○	○		○		真庭市福祉課及び各振興局	所得制限あり
障害児福祉手当	精神又は身体に障害があるため日常生活において常時介護が必要な20歳未満の障害児本人に支給されます。（施設に入所されている方を除く） 月額 14,880円	○	△				真庭市福祉課及び各振興局	所得制限あり
特別障害者手当	精神又は身体に障害があるため日常生活において常時特別な介護が必要な障害者本人に支給されます。（施設に入所されている方、入院を3ヶ月以上されている方を除く） 月額 27,350円	△	△				真庭市福祉課及び各振興局	所得制限あり
岡山県心身障害者扶養共済制度	心身に障害のある方を扶養している保護者が毎月一定の掛金を払い込んでおれば、その保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき障害者に年金が一生を通じて支給されます。なお、年金支給前に障害者の方が亡くなられた場合は、加入期間に応じて2万円から10万円の弔慰金が支給されます。 年金月額 20,000円(1口) (A所持者は10,000円の加算)	○	○	○	○		真庭市福祉課及び各振興局	住民税非課税世帯は、掛金減免制度あり

2 税の軽減

制 度	内 容	程 度				窓 口	備 考	
		A		B				
		最 重 度	重 度	中 度	軽 度			
所 得 税	次の額が課税対象額から控除されます。 特別障害者控除 400,000円 (A) 障害者控除 270,000円 (B) 同居の特別障害者扶養控除 750,000円	○	○		○		給与担当者 真庭市税務課	
住 民 税	次の額が課税対象額から控除されます。 特別障害者控除 300,000円 (A) 障害者控除 260,000円 (B) 同居の特別障害者扶養控除 530,000円	○	○		○	○	真庭市税務課 及び各振興局	
相 続 税	障害者が相続により財産を取得する場合、障害の程度、年齢に応じて相続税の控除が受けられます。	○	○	○	○		久世税務署	
贈 与 税	重度の知的障害者・児を受益者とする「特定障害者扶養信託契約」に基づいて財産を信託したとき、信託受託権が6,000万円（（特別障がい者以外の場合は3,000万円））まで非課税になります。	○	○				久世税務署	
利子等の非課税	障害者名義の郵便貯金、少額預金、少額公債の各元本350万円までの利子について非課税になります。	○	○				金 融 機 関	
自動車税・軽自動車税・自動車取得税	障害者本人又は同一生計者が運転し、障害者のために利用される自動車に係る税金が免除又は減免されます。障害者1人につき、普通車は又は軽自動車いずれか1台に限ります。「事業用」は除きます。	○	○				岡山県美作県民局税務部 真庭市税務課(軽自動車税)	
NHK受信料 真庭ひかりネットワーク利用料 の免除	【全額免除】療育手帳保持者が世帯構成員で、かつ、世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合	△	△	△	△		真庭市福祉課、各振興局 NHK岡山放送局 真庭いきいきテレビ	
	【半額免除】世帯主が重度の療育手帳をお持ちで、かつ、受信契約者の場合	○	○					

3 医療・保健

制 度	内 容	程 度				窓 口	備 考
		A		B			
		最 重 度	重 度	中 度	軽 度		
心身障害者医療費公費負担制度	心身障害者医療費の自己負担額は一割で、世帯の所得区分に応じた自己負担限度額が設けられています。	○	○	△		真庭市市民課、各振興局	
各種健康診査訪問指導	心身障害の発生の予防、早期発見・早期療育のために妊産婦及び乳児健康診査、1才6ヶ月児健康診査、3才児健康診査、妊産婦、新生児未熟児の訪問指導をしています。	○	○	○	○	保健所及び真庭市保健師	

4 生活・社会参加

制 度	内 容	程 度				窓 口	備 考
		A		B			
		最 重 度	重 度	中 度	軽 度		
日常生活用具の給付	日常生活の便宜を図るために、在宅生活をしている障害者等に用具を給付します。（火災警報器、自動消火器、電磁調理器、頭部保護帽、防音保護具、特殊便器の給付等）原則1割負担。（低所得世帯無料、基準を超えた部分は自己負担）	○	○			真庭市福祉課及び各振興局	
生活福祉資金の借入れ	障害者が日常生活用具の便宜を図るための器具の購入等を行うのに必要な経費の貸付、身体障害児・者、知的障害児・者の日常生活の便宜を図るために生計を同じくしている者が運転する自動車の購入に必要な経費の貸付をしています。この他に更生資金・身体障害者更生資金・住宅資金・修学資金・療育資金・介護資金・長期生活支援資金・災害援護資金、緊急小口の貸し付け制度があります。	○	○	○	○	社会福祉協議会 (真庭市・民生委員児童委員)	
市営住宅の入居緩和	市営住宅の入居資格のうち収入基準額が緩和されるとともに、単身入居が可能となります。また、家賃の基準となる所得から障がいの程度によって段階的な控除があります。	○	○	△		都市住宅課	
各種入場料の割引	窓口で手帳を提示してください。	○	○	○	○		
有料道路の通行料金の割引	登録済みの車両を介護者が運転し、第一種障害者が同乗して通行する場合 50%割引	○	○			真庭市福祉課及び各振興局	
福祉移送サービス	日常の外出において、介助者がいないと移動や単独でタクシーその他の公共交通機関の利用が困難な方のために、福祉車両で送迎します。 利用回数：月6回 登録料：1,200円（年） 利用料：15分あたり250円 ※利用するためには事前登録が必要です。	△	△	△	△	真庭市福祉課及び各振興局	申請後、審査したうえで登録されます。
ほっとパーキングおかやま	県と協定を結んでいる施設の身体障害者等用駐車場を利用するのに利用証を掲示すれば優先して利用することができます。	○	○			美作県民局健康福祉部 県保健所（支所含む） 真庭市福祉課及び各振興局	
駐車禁止除外指定車標章の交付	駐車禁止指定表示区域内でも、標章を提示すれば、他の交通の妨げにならない限り駐車できます。	○	○			真庭市社会福祉協議会 及び真庭警察署	
保育料	保育園料が減免される場合があります。詳しくは担当課までお問い合わせください。	△	△	△	△	真庭市子育て支援課 及び各振興局	

5 交通運賃の割引

制 度	要 件	割 引 率	程 度				備 考
			A		B		
			最 重 度	重 度	中 度	軽 度	
J R	本人・介護者同伴	普通乗車券、定期乗車券、回数乗車券、普通急行券 本人 50%割引 介護者 50%割引（小児定期乗車券には適用されません）	○	○			
	本人が一人で乗車	100km以上の普通乗車券 50%割引	○	○	○	○	
	本人が12才未満で定期券を買うとき	介護者ととともに利用するとき 介護者50%割引（本人の小児定期乗車券には適用されません。）	○	○	○	○	
バ ス	本人・介護者同伴	運賃（普通乗車券） 本人 50%割引 介護者 50%割引 定期乗車券 12才以上障害者及び介護者 30%割引	○	○			バス会社、タクシー会社によってはこの制度を利用できない場合があります。
	本人が一人で乗車	運賃（普通乗車券） 本人 50%割引 定期乗車券 12才以上障害者のみ 30%割引	○	○	○	○	
タクシー	手帳提示	手帳所持者が乗っているタクシー 10%割引	○	○	○	○	
航 空	12才以上の本人が介護者と旅行	大人普通片道運賃 本人 25%割引 介護者 25%割引	○	○	○	○	航空会社によって割り引きが異なることがあります。
	12才以上の本人が旅行	大人普通片道運賃 本人 25%割引 介護者 25%割引	○	○	○	○	

6 関係機関連絡先

機 関 名	住 所	連 絡 先
真庭市福祉事務所及び福祉課	真庭市久世2927-2	0867-42-1581
真庭市健康福祉部健康推進課	真庭市久世2927-2	0867-42-1050
真庭市健康福祉部子育て支援課	真庭市久世2927-2	0867-42-1054
真庭市生活環境部市民課	真庭市久世2927-2	0867-42-1112
真庭市総務部税務課	真庭市久世2927-2	0867-42-1114
真庭保健所	真庭市勝山591	0867-44-2990
津山児童相談所	津山市山北288-1	0868-23-5131
知的障害者更生相談所 津山支所	津山市山北288-1	0868-23-5131
津山公共職業安定所	津山市山下9-6	0868-22-8341
津山年金事務所	津山市山下53	0868-31-2360
おかやま発達障害者支援センター県北支所	津山市山北53	0868-22-1717

機 関 名	住 所	連 絡 先
美作県民局 障害福祉班	津山市椿高下114	0868-23-1298
真庭地域生活支援センター	真庭市久世2928番地	0867-42-7966
サポートステーションコスモス	真庭市五名574-1	0866-52-4771
久世税務署	真庭市鍋屋8-1	0867-42-0450

7 津山児童相談所・更生相談所相談日

相談区分	相談日	相談時間
児童相談	毎日（土・日曜日祝祭日を除く）	8:30～17:00
知的障害者更生相談	毎日（土・日曜日祝祭日を除く）	8:30～17:00
巡回児童相談	真庭市内各会場 問合せ：子育て支援課	

8 知的障害者相談員

氏 名	担当地区	住所	電話番号
植木 知子	北 房	真庭市上中津井1305	0866-52-3736
妹尾 宗夫	落 合	真庭市下河内2221	0867-55-2703
高橋 逸子	久 世	真庭市草加部587	0867-42-1195
山崎 初江	勝 山	真庭市勝山192	0867-44-2977
宮本 定光	美 甘	真庭市鉄山857	0867-56-2366
金盛 廣美	湯 原	真庭市粟谷693	0867-65-2845
越峠 津子	中 和	真庭市蒜山吉田539	0867-67-2115
眞壁 伸恵	八 束	真庭市蒜山下長田1243	0867-66-2286
中村 聡	川 上	真庭市蒜山上福田502	0867-66-3917

※変更場合があります。